四　航行船舶に対する安全処置
イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　十管区水路通報第二十七号（平成二十三年七月十五日発行）、十一管区水路通報第二十七号（平成二十三年七月八日発行）

○防衛省告示第百七十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十三年七月十二日
防衛大臣　北澤　俊美
日　時　平成二十三年七月二十六日から同月二十八日まで（予備、同月二十九日）の間、毎日〇五〇〇から二四〇〇まで
区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域
実施艦　自衛艦七隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十三年七月十二日
防衛大臣　北澤　俊美
日　時　平成二十三年七月二十六日から同月二十八日まで（予備、同月二十九日）の間、毎日〇五〇〇から二四〇〇まで
区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域
実施艦　自衛艦七隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十三年七月十二日
防衛大臣　北澤　俊美
日　時　平成二十三年七月二十七日及び同月二十八日（予備、同月二十九日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域
(ア)　北緯三二度四七分一二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒
実施艦　自衛艦六隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十三年七月十二日
防衛大臣　北澤　俊美
日　時　平成二十三年七月二十七日及び同月二十八日（予備、同月二十九日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域
(ア)　北緯三二度四七分一二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒
実施艦　自衛艦六隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十三年七月十二日
防衛大臣　北澤　俊美
日　時　平成二十三年七月二十八日から同月三十日まで（予備、同月三十一日）の間、毎日〇六〇〇から一九〇〇まで
区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度一二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
実施艦　自衛艦六隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第三百十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。
平成二十三年七月十二日
関東地方整備局長　下保　修
別表の指定番号五の項住所欄中「東京都豊島区南大塚三丁目三十四番四号」を「東京都豊島区南大塚三丁目三十七番五号」に、確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「東京都豊島区南大塚三丁目三十四番四号」を「東京都豊島区南大塚三丁目三十七番五号」に改める。

○関東地方整備局告示第三百二十号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十三年六月二十八日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。
平成二十三年七月十二日
関東地方整備局長　下保　修
昭和55年建設省告示第1292号第６第２号の規定による接触ばっ気方式（流量調整方式）

製造者の住所・氏名	東京都江東区大島２丁目１番１号　㈱ＬＩＸＩＬ 代表取締役社長　杉野　正博
工場の所在地及び名称	岐阜県加茂郡八百津町伊岐津志字中山100番地１　㈱FRP Assembly 愛知県豊田市西中山町清田20番地３　松井化成㈱　藤岡工場

認定番号	浄化槽の名称
3—11—６ＢＲ—001	ＩＮＡＸ合併浄化槽　ＣＰＦ２—（１Ａ）型
〃　—001—１	〃　ＣＰＦ２—（２Ａ）型
〃　—001—２	〃　ＣＰＦ２—（２Ｂ）型
〃　—001—３	〃　ＣＰＦ２—（３Ｂ）型
〃　—001—４	〃　ＣＰＦ２—（１Ｃ）型
〃　—001—５	〃　ＣＰＦ２—（２Ｃ）型
〃　—001—６	〃　ＣＰＦ２—（３Ｃ１）型
〃　—001—７	〃　ＣＰＦ２—（３Ｃ２）型
〃　—001—８	〃　ＣＰＦ２—（４Ｃ）型
〃　—001—９	〃　ＣＰＦ２—（３Ｄ２）型
〃　—001—10	〃　ＣＰＦ２—（４Ｄ）型
〃　—001—11	〃　ＣＰＦ２—（４Ｅ）型

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：沈殿分離・担体流動方式

製造者の住所・氏名	東京都江東区大島２丁目１番１号　㈱ＬＩＸＩＬ 代表取締役社長　杉野　正博
工場の所在地及び名称	岐阜県加茂郡八百津町伊岐津志字中山100番地１　㈱FRP Assembly 愛知県豊田市西中山町清田20番地３　松井化成㈱　藤岡工場

認定番号	浄化槽の名称
3—11—Ｈ—002	ＩＮＡＸ合併浄化槽　ＣＰＶ—20—（１Ａ１）型
〃　—１	〃　ＣＰＶ—20—（１Ａ２）型
〃　—２	〃　ＣＰＶ—20—（１Ｂ）型